### 教育研究評議会が行う教育研究職員の審査手続きに関する申合せ

平成23年 7月13日 教育研究評議会決定 改正 平成31年 3月28日 令和 2年12月25日

### 1. 趣旨

国立大学法人電気通信大学教育研究職員の就業の特例に関する規程(以下「規程」という。)第5条第5号に基づき、教育研究評議会が行う審査手続きに関し、次のとおり申合せる。

#### 2. 審査の開始

教育研究評議会は、審査の開始にあたっては、審査を受ける者に対し、審査の事由 を記載した審査説明書(別紙様式1)を交付しなければならない。

#### 3. 陳述の機会

- (1) 教育研究評議会は、審査を受ける者に対し、審査説明書を受領した後14日以内に陳述請求書(別紙様式2)の提出を求め、陳述を希望する場合には口頭又は書面により本人の意見を聴かなければならない。
- (2)審査を受ける者は、陳述を希望しない場合には、審査説明書を受領した後14日 以内にその旨を書面により教育研究評議会に提出しなければならない。なお、提出 がない場合には、教育研究評議会は陳述の希望がなかったものとみなす。
- (3) 教育研究評議会は、陳述請求書に不備又は不明な点がある場合には、審査を受ける者にこれを補正させ又は説明を求めることができる。
- (4) 教育研究評議会は、審査を受ける者が正当な理由なく前項の補正又は説明に応じない場合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。
- (5)審査を受ける者は、陳述請求書に必要な資料を添えて提出することができる。
- (6)審査を受ける者は、陳述請求書の記載事項を変更する場合には、速やかにその旨 を書面をもって教育研究評議会に届け出なければならない。
- (7)審査を受ける者は、書面をもって陳述の請求を取り下げることができる。

#### 4. 口頭陳述

- (1) 教育研究評議会は、口頭陳述の日時及び場所を決定し、口頭陳述を行う日の5日前までに審査を受ける者にこれを通知しなければならない。
- (2)審査を受ける者は、教育研究評議会の指定した日時及び場所に出頭しなければならない。
- (3)(2)の日時及び場所に正当な理由なく出頭せず又は出頭しても陳述をしない場

合には、陳述の請求を取り下げたものとみなす。

(4) 病気、その他やむを得ない理由で指定する日時及び場所に出頭することができない場合には、速やかに理由書(別紙様式3)にその理由を証明する書類を添えて、 提出しなければならない。

### 5. 書面陳述

- (1)審査を受ける者は、教育研究評議会の指定した日時までに、陳述の内容を記載した書面陳述書(別紙様式4)を提出しなければならない。
- (2)(1)の期日までに正当な理由なく陳述書を提出しない場合には、陳述の請求を 取り下げたものとみなす。
- (3) 病気、その他やむを得ない理由で、指定する日時までに陳述書を提出することができない場合には、速やかに理由書(別紙様式5)にその理由を証明する書類を添えて、提出しなければならない。
- (4)審査を受ける者は、陳述書の内容を補充し、訂正又は変更する場合には、速やかにその旨を書面をもって教育研究評議会に提出しなければならない。

#### 6. 審査の終了

教育研究評議会は、評議に基づき審査報告書を作成し、学長に提出する。

# 審査説明書

(氏 名)	(所属)
(職 名)	(職務の級)
(処分の種類)	(根拠規程)
(審査の理由)	
電気通信大学教育研究評議会は、上記の理由により、審査することに決定した。 よって、この審査説明書を交付する。	
電気通信大学教育研究評議会議長	
但八是旧八 1 4 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7 6 7	
(決定日付)	(交付日付)
(元号) 年 月 日	(元号) 年 月 日
(教示) 陳述を希望する場合は、この審査説明書を受領した後14日以内に陳述請求書 (別紙様式2) を提出してください。	

また、陳述を希望しない場合は、この審査説明書を受領した後14日以内にその旨を書面により提出してください。

# 陳 述 請 求 書

(元号) 年 月 日

電気通信大学教育研究評議会 殿

所属・職名 氏 名

(元号) 年 月 日付けの審査説明書に基づき、下記により陳述します。

記

陳述の方法(次のいずれかを○で囲んでください。)

- (1) 口頭陳述
- を希望します。
- (2) 書面陳述

(注) この陳述請求書に必要な資料を添付することができます。

## 理由書

(元号) 年 月 日

電気通信大学教育研究評議会 殿

所属・職名 氏 名

(元号) 年 月 日付けで通知のあった口頭陳述の日時及び場所に出頭することができない理由は下記のとおりです。

記

(出頭することができない理由)

(注) 出頭することができない理由を証明する書類を添付すること。

# 書 面 陳 述 書

(元号) 年 月 日

電気通信大学教育研究評議会 殿

所属・職名 氏 名

下記のとおり書面陳述いたします。

記

(陳述内容)

## 理由書

(元号) 年 月 日

電気通信大学教育研究評議会 殿

所属・職名 氏 名

(元号) 年 月 日付けで通知のあった指定期日までに書面陳述書を提出することができない理由は下記のとおりです。

記

(提出することができない理由)

(注) 提出することができない理由を証明する書類を添付すること。